

第7次保健医療計画の中間見直し及び第8期介護保険事業（支援）計画における医療と介護の整合性の確保に係る協議の状況について

1 在宅医療等の追加的需要の調整について

- 第1回医療計画部会（令和2年9月28日開催）において、医療計画の策定に当たり、介護保険者（市町村等）と在宅医療と介護の整合性の確保に関する調整を進めることとして報告を行ったところ。
- 今回、介護保険者や関係者との協議・調整等が終了したことから、医療計画部会に報告するもの。

【前回のポイント】

- 地域医療構想において、病床の機能分化・連携に伴い生じる需要（医療区分Ⅰの70%・地域差の解消分など、政策的に在宅医療等に移行する需要）を推計。（＝**在宅医療等の追加的需要**）

追加的需要の機械的推計値	全国	岩手県
H30～R7の8年間に見込むべき追加的需要	約30万人/日	1,127人/日
うち、今回の計画期間（R3～5）に見込むべき需要		423人/日

- 追加的需要に対するための受け皿整備の観点から、地域の実情に応じて、在宅医療及び介護施設への按分を行い、その結果は、医療計画及び介護保険事業（支援）計画の整備目標に反映する必要がある。
 - ・ **医療計画 → 在宅医療の数値目標**
 - ・ 介護保険事業（支援）計画 → 介護サービス見込量（居宅・施設サービス）
- 按分方法について、国から示された3つの方法を検討したところ、本県では、地域の実情をより反映していると思われる「**KDB（国保データベース）を用いる方法**」が妥当と考えられた。本結果を基に、介護保険者と調整を進めていく。

国が示した方法	按分割合	
	在宅医療	介護施設
①患者調査	1	4
②病床機能報告	1	1
③KDB（国保データベース）	1	7

2 介護保険者との調整について

(1) 按分方法の提案（県→介護保険者）

「**KDBを用いる方法（在宅医療1：介護施設7）**」による按分方法を基本として、地域の実情にそぐわない場合には、介護保険者の独自調査による按分方法とするなど、必要に応じて他の手法も検討できることとした。

(2) 介護保険者としての対応方針の報告等（介護保険者→県）

全ての介護保険者から、「KDBを用いる方法」により按分する方針である旨の報告があった。

※ 追加的需要の具体的な数値については、**資料4-2**を参照

3 郡市医師会等の関係者との協議の場について

(1) 協議の場の開催について

各保健医療圏において、郡市医師会等の関係者による協議の場において協議を行った。なお、新型コロナウイルス感染症等により、集合して協議を行うことが難しい場合には、関係者の意向等を踏まえ、書面協議会や個別説明（関係者への持ち回り開催）とするなど、柔軟に対応を行った。

医療圏	開催方法・開催日等
盛岡医療圏	書面協議及び個別説明（令和2年12月9日～12月18日）
岩手中部医療圏	書面協議（令和2年12月23日～令和3年1月8日）
胆江医療圏	書面協議（令和2年11月9日～12月18日）
両磐医療圏	書面協議及び個別説明（令和2年12月8日～28日）
気仙医療圏	書面協議（令和2年12月10日～12月23日）
釜石医療圏	会議開催（令和3年2月19日）
宮古医療圏	書面協議（令和2年12月11日～12月24日）
久慈医療圏	書面協議（令和3年2月4日～2月16日）
二戸医療圏	書面協議（令和2年12月3日～12月11日）

(2) 協議の場における主な意見

今回の対応方針については、概ね理解が得られたところ。

一方で、按分に用いるデータの更なる精緻化を求める意見や、受け皿となる在宅医療・介護施設等の人材不足への対応を求める意見などがあつた。

【按分方針に関する意見】

- 本県では、高齢化・過疎化が進んでいる地域が多く、介護力の低下などにより、在宅医療による対応は厳しい状況であることから、平成29年度と比較し、介護施設による対応を増やす今回の対応方針は妥当ではないか。
- 現状の介護人材不足を踏まえると、介護施設による対応を増やすのではなく、一定程度を在宅医療・居宅介護で担う対応とするのが現実的ではないか。
- KDBでもデータとしては不十分な点があることから、在宅・介護施設のサービス利用状況や看取り数等を実際に調査したうえで按分割合を設定するなど、更なる精緻化が必要ではないか。

【在宅医療の体制整備に関する意見】

- 在宅医療の受け皿を整備するためには、在宅医療を専門とする診療所に病院の医師を研修させるスキームを作るなど、在宅医療に従事する医師を増やすための、より具体的な施策を実施する必要があるのではないか。

【介護人材の確保や介護施設の対応力強化に関する意見】

- 介護施設・訪問サービスのどちらも、介護人材の不足が大きな課題となっており、県・保険者（市町村）ともに、人材確保に向けた施策をより充実させていただきたい。
- 今後、多死社会が進む中で、居宅による看取りだけでなく、介護施設における看取りも有力な選択肢となってくることから、ACPや看取り等を含む、介護施設の対応力をより向上させていく必要があるのではないか。

4 岩手県保健医療計画（2018-2023）への反映について

- 今回の調整結果については、岩手県保健医療計画（2018-2023）の「在宅医療の体制」の数値目標に反映（追加的需要の分を上乗せ）するほか、協議の状況等について記載を行うこと。